

移動等円滑化取組計画書

2020年 7月 7日

住 所：名古屋市中区栄一丁目15番3号

事業者名：名古屋近鉄タクシー株式会社

代表者名（役職名及び氏名）

代表取締役社長 山根 真哉

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

現状の課題として、車いすに乗られた方々の移動に関し、UDタクシーを導入することにより対応しているが、乗降用スロープの設置にまだまだ時間を要してしまう事、乗降用スロープの設置スペースの確保が困難、乗降用スロープ設置に関する障害物の多さなど、インフラ整備が課題である。

中期的な方針としては、今後もUDタクシーの積極的導入を計画しており、全従業員がUDタクシーに対応できるよう研修等を実施する予定である。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
タクシー車両	期間：随時 内容：JPNタクシーへの代替

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
タクシー配車について	タクシー配車アプリの導入（2020年10月予定）

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
タクシー配車について	タクシー配車アプリの導入 (2020年10月予定)

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
UD ドライバーの増員 社内研修	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋タクシー協会が開催する UD ドライバー研修を受講させる (随時) ・実際の車両を使用した社内研修 (随時)

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

UD タクシーの積極的導入及び乗務員の教育・育成など、公共交通事業者等としての責務を果たし、また、行政とのコミュニケーションを図りながら移動等の円滑化に取り組んでいきたい

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V その他計画に関連する事項

Ⅱにおける計画については、五ヵ年計画において年間10~20台を目標にUDタクシーを導入予定

注1 Ⅳには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Ⅴには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画(事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等)がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。